



令和5年度生徒募集要項

埼玉県立浦和第一女子高等学校

全日制の課程 普通科

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町3-8-45 TEL 048-829-2031

FAX 048-830-1116

I 一般募集

1 募集人員 女子 360名（転編入学枠2名を含む）

2 出願資格

出願資格は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和5年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和5年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和5年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 志願者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。
 - ア 保護者とともに県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
 - イ 本校校長が出願を承認した者（Ⅲ参照）
 - ウ 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が出願資格を認定した者（Ⅲ参照）

3 通学区域 通学区域は設けない。

4 出願手続

(1) 入学願書・受検票・調査書

志願者は、所定の「入学願書」、「受検票」及び「調査書」を、本校校長に提出する。なお、県内に保護者とともに居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者は、住民票の写し（出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を添付すること。不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者の出願については、「入学者選抜実施要項」による。

(2) 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料として、「入学願書」の所定の位置に埼玉県収入証紙（2,200円）を貼り、消印しないで提出する。なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

(3) 学習の記録等学年内評価分布表・学習の記録等一覧表

出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ。）は、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を本校校長及び高校教育指導課長に提出する。

(4) 出願書類の提出期間及び受付時間（原則 中学校がまとめて郵送出願とする）

ア 志願者又は出身中学校長が提出するもの

| 方法 | 提出書類 | 提出期間及び受付時間 |
|------------|----------------------------------|---|
| 中学校がまとめて郵送 | 入学願書・受検票・調査書を受検生ごとにまとめて、送付票を同封する | 令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること |
| 中学校がまとめて持参 | 入学願書・受検票・調査書を受検生ごとにまとめて、送付票を同封する | 令和5年2月9日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 志願者が郵送 | 入学願書・受検票・調査書を同封 | 令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること |
| 志願者が持参 | 入学願書・受検票・調査書 | 令和5年2月10日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月13日（月）午前9時から正午まで |

イ 出身中学校長が提出するもの

| 方法 | 提出書類 | 提出期間及び受付時間 |
|----|-------------------------------|---|
| 郵送 | 学習の記録等学年内評価分布表及び 学習の記録等一覧表 | 令和5年2月9日(木)を配達指定日とすること |
| 持参 | | 令和5年2月10日(金)午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月13日(月)午前9時から正午まで |

(5) 出願書類の提出方法(原則 中学校がまとめて郵送出願とする)

志願者又は出身中学校長は、「入学願書」、「受検票」及び「調査書」を本校校長に郵送または持参で提出する。

ア 郵送する場合は、「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、令和5年2月9日(木)を配達指定日とする。

封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。「受検票」の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。本校で事務処理後、「受検票」を返送する。

イ 志願者が持参する場合は、入学願書等が受理した後、その場で「受検票」を交付する。

中学校がまとめて持参する場合は、「受検票」の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。本校で事務処理後、「受検票」を返送する。窓口で「受領書」を交付する。

5 併 願

(1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

(2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に、「入学願書」を提出することはできない。

6 志願先変更(窓口受付のみ)

(1) 志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 令和5年2月15日(水) | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 2月16日(木) | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで |

(2) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び「受検票」を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続きをとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。なお、志願先変更の手続きは、郵送によることはできない。

7 志願取消

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び「受検票」を速やかに本校校長に持参により提出すること。

8 学力検査

(1) 志願者は、令和5年2月22日(水)に行われる学力検査を受検しなければならない。**マスクを着用すること。**

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は「10 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。また、数学、英語の学力検査については、「学校選択問題」で実施する。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

| 時間 | 8:45~9:20 | 9:25~10:15 (50分) | 休憩 | 10:35~11:25 (50分) | 休憩 | 11:45~12:35 (50分) | 昼食 | 13:30~14:20 (50分) | 休憩 | 14:40~15:30 (50分) |
|-----|-----------|---------------------|----|----------------------|----|----------------------|----|----------------------|----|----------------------|
| 教科等 | 一般諸注意 | 国語 | | 数学 | | 社会 | | 理科 | | 英語 |

(6) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続きについては、「入学者選抜実施要項」による。

(7) 新型コロナウイルス感染症に関する対応は「11 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い」に記載する。

9 入学許可候補者の発表

令和5年3月3日（金）午前9時に入学許可候補者の受検番号一覧を、発表専用サイト（URL等の詳細は令和5年2月9日（木）以降に本校ホームページに掲載）に公開する。また、午前10時に本校内に掲示する。

- (1) 入学許可候補者は、令和5年3月3日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までに、受検票を持参し、選抜結果通知書等の交付書類を受け取ること。
- (2) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。
- (3) 入学許可候補者説明会は、令和5年3月17日（金）午後2時より本校体育館で実施する予定である。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、変更することもある。

10 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和5年3月6日（月）に実施する追検査を受検することができる。
ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
イ 一部受検者（学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された者）
- (2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」を令和5年2月24日（金）正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」及び、「追検査受検者個人カード」を交付する。志願者は、追検査当日に必要な事項を記入の上、持参すること。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。また、数学、英語の追検査については、「学校選択問題」で実施する。なお、一部受検者が受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。
- (5) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程、配点等は、学力検査に準ずる。不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては、追検査当日に面接を実施する。
- (6) 追検査入学許可候補者の発表は、令和5年3月8日（水）午前9時に電話により行い、「追検査受検者個人カード」に記載された電話番号に連絡する。入学許可候補者は、令和5年3月8日（水）に、本校に受検票を持参し、交付書類を受け取る。入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、9の(2)に準ずる。
- (7) 入学許可候補者説明会等については、「9 入学許可候補者の発表」(3)による。

11 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、学力検査・面接を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者※は、学力検査のみ受検できる。なお、学力検査を受検できなかった志願者は、追検査を受検することができる。
ア 新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている志願者（次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する者をいう。）
(ア) 新型コロナウイルス感染症の陽性者
(イ) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（一定の条件を満たす濃厚接触者は除く。）
(ウ) 新型コロナウイルス感染症の初期スクリーニング（自治体によるPCR検査等）を受けているものの、学力検査当日までに検査結果が出ていない者
イ 検査当日に「健康状態チェックリスト」により、志願者自身が体調確認を行い、**A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上**該当する志願者
検査当日の朝に、「健康状態チェックリスト」に該当する志願者がいた場合は、中学校長は速やかに本校校長へ学力検査を受検できない旨を連絡すること。なお、「健康状態チェックリスト」に該当することで学力検査を受検できない場合、追検査受検の手続は「10追検査」(2)による。
- (2) 一定の条件を満たす濃厚接触者が学力検査を受検する場合は、中学校長は速やかに本校校長へ連絡するとともに、令和5年2月21日（火）までに「濃厚接触者による学力検査受検願」を本校校長に提出すること。
- (3) 追検査当日に、(1)のアに該当する志願者は、追検査を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、追検査を受検できる。なお、一定の条件を満たす濃厚接触者には、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集の志願者であっても、面接は実施しない。

※一定の条件を満たす濃厚接触者とは、次の(ア)、(イ)、(ウ)の全てを満たす志願者のことをいう。

- (ア) 当日も無症状である。
- (イ) 初期スクリーニングの結果、陰性である。
- (ウ) 検査当日、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。

Ⅱ 帰国生徒特別選抜による募集

1 募集人員

一般募集に併せて実施する。

一般募集の募集人員（360名）を40で除した数（9名）とし、募集人員の枠内に含まれるものとする。

2 出願資格

「I 一般募集」の「2 出願資格」を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

(2) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和5年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

「I 一般募集」の「4 出願手続」による。ただし、次のことに留意する。

(1) 志願者は、「入学願書」、「受検票」とともに「海外在住状況説明書」を、本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入にあたっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。

「入学願書」を受理した際、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」を交付する。ただし、受検票を郵送により交付する場合、受検票の備考欄に、「帰国生徒特別選抜による出願を認める」と記載し、本校校長印を押印することで「帰国生徒特別選抜証明書」に代える。

(2) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜の「自己申告書」は、提出することができない。

4 志願先変更

「I 一般募集」の「6 志願先変更」による。ただし、次のことに留意する。

志願先変更期間については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を添付すること。

5 志願取消

「I 一般募集」の「7 志願取消」による。

6 学力検査

「I 一般募集」の「8 学力検査」による。問題は他の志願者と同じとする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。学力検査の日程は、次のとおりとする。

| | | | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------|----|----------------------|----|-------------------------------|----|----------------------|
| 時間 | 8:45~9:20 | 9:25~10:15 (50分) | 休憩 | 10:35~11:25 (50分) | 休憩 | 11:45~14:20 | 休憩 | 14:40~15:30 (50分) |
| 教科等 | 一般諸注意 | 国語 | | 数学 | | 本校校長の指示に従うこと。 この時間帯で面接を行う。 | | 英語 |

7 面接

令和5年2月22日（水）の学力検査「社会」「理科」の時間帯で実施する。面接は、個人面接とする。

8 入学許可候補者の発表

「I 一般募集」の「9 入学許可候補者の発表」による。

9 その他

(1) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめⅢに定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。

(2) ここで定めた内容以外の事項については、「I 一般募集」に準ずる。

Ⅲ 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等からの出願

1 私立中学校からの出願

- (1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
「I 一般募集」の「4 出願手続」の「入学願書」等とともに、住民票の写し（出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。
- (2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記2による。
- (3) 令和5年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記2による。
- (4) 県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を提出する。

2 県外中学校等からの出願

- (1) 出願資格
出願について本校校長の承認を得た者
- (2) 出願承認の手続
ア 出願承認の申請
(ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して承認を受ける。
(イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間
令和5年1月10日（火）から2月10日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、令和5年2月9日（木）までに「出願承認の申請を行うこと。」
- イ 出願する際の注意事項
(ア) 「I 一般募集」の「4 出願手続」による。
(イ) 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。
(ウ) 出願の際、「入学願書」等とともに、本校校長から交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。
(エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

3 海外の日本人学校等からの出願

- (1) 出願資格
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課において、出願資格の認定を受けた者
- (2) 出願資格認定の手続
ア 出願資格認定の申請
次の期間に埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課（電話 048-830-6735）において行う。
令和4年12月1日（木）から令和5年2月10日（金）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火）までの間を除く。）
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、令和5年2月9日（木）までに「出願資格の認定を受けること。」
- イ 出願する際の注意事項
(ア) 「I 一般募集」の「4 出願手続」による。
(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。
(ウ) 「入学願書」及び「受検票」は、埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課（電話 048-830-6766）で交付する。
(エ) 出願の際、「入学願書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。
(オ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。